

## 令和元年第10回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年10月29日（火）  
開会 15時10分 閉会 16時30分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民研修室
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫  
委 員 桑門 超 委 員 岩佐 礼子  
委 員 米倉 ゆかり 委 員 平井 國政
- 4 事務局  
教育部長 狩生 浩司  
教育総務課長 吉村 岩雄  
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）高野 徹  
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）淡居 宗則  
体育保健課長（以下、「体保課長」という。）榎 英樹  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから令和元年第10回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 （出席委員の確認）

前回会議録の承認

教育長 前回の第9回佐伯市教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。  
（会議録に署名）

教育長の報告

- ・ラグビーワールドカップについて
- ・教員の研修について
- ・中学生短期留学（台湾研修旅行）について
- ・10/21 ライオンズクラブ英語弁論大会
- ・10/23～25 決算特別委員会
- ・10/26 教員死亡による公務災害認定

## 議 案

### 【議 事】

#### 議案第 34 号 佐伯市教育支援センター運営要綱の一部改正について

教育長           それでは議事に入りたいと思います。議案第 34 号佐伯市教育支援センター運営要綱の一部改正について、担当から説明をお願いします。

学教課長       議案第 34 号佐伯市教育支援センター運営要綱の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、佐伯市教育支援センターの事業を実施する建物が耐震基準を満たしていないため、新たな事業実施場所を検討の結果、耐震基準を満たしている旧久部保育所の建物を使用することとしたいので、事業実施場所の変更を行うものであります。資料の 5 ページをご覧ください。佐伯市教育支援センターがどのような取り組みをしているのか説明したいと思います。グリーンプラザについては、子どもや保護者が抱えるさまざまな悩みを解決するための相談や支援に取り組むところです。昨年度は 215 名の子どもが来室しています。相談件数は来室、電話相談を合わせて 1,360 件です。相談内容につきましては、いじめの問題、学習の問題、学校生活のさまざまな悩みの相談です。その他、不登校児童生徒への学校復帰支援を行っております。その内容は資料の下の部分に記載しており、グリーンプラザでの主な活動内容は 4 つで、読書、絵画など自分で活動を選択する「自主活動」、カウンセリング、悩み相談を行う「相談活動」、陶芸、軽スポーツ、調理などを行う「共同活動」、それぞれのペースに合わせた学習を行う「学習活動」となっております。この他に自然散策や遠足などの「野外活動」、高校見学、美術館見学などの「社会体験活動」を行っております。最終的にはここでの活動で心のエネルギーを溜めて、再び学校へ行ってもらうよう取り組んでいます。久部保育所への移転については、当初は夏休み中で考えていましたが予算の関係で 12 月から引っ越し作業を行います。12 月 9 日からグリーンプラザの荷造りと久部保育所の清掃を行い、12 月 16 日の週から搬出及び搬入作業を行うよう考えております。あわせて、トイレ等の改修も 11 月から行っていきます。来年の 1 月 6 日から所員が活動を始めます。1 月 9 日に個別担当者会議を行い、実質的には 1 月 14 日火曜日から個別相談を開始します。1 月 17 日金曜日から児童生徒の活動を始め、開室式を行います。日程は以上です。資料の 3 ページをご覧ください。佐伯市教育支援センター運営要綱の新旧対照表です。2 条で実施場所について佐伯市中村東町 7 番 34 号から佐伯市大字池田 611 番地 1 に改正を行うものであります。説明は以上です。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

教育長           なければ承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 35 号 佐伯市史編さん基本方針の改定について

教育長 議案第 35 号佐伯市史編さん基本方針の改定について、担当からお願いします。

社教課長 資料の 7 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。佐伯市史編さん基本方針につきましては、平成 31 年 4 月 24 日の教育委員会において審議され、決定しております。7 月 12 日の第 1 回市史編さん編集委員会において、基本方針についての意見、要望が出され審議を行いました。その後、10 月 3 日に令和元年度第 1 回市史編さん委員会において、編集委員会で協議された内容の説明と基本方針を決定することについて審議し承認を得ました。この改定内容につきましては、編さん作業や予算に大きな影響を与える事項であるため、円滑な作業を進める上で、今回については基本方針の一部改定を行うこととしております。具体的な内容につきましては、資料の 8 ページ以降をご覧ください。まず、仕様についての変更点は縦書きから横書きになります。横書きの方が一般的で読みやすいのではないかという意見があったためです。用紙については、単色で一部フルカラー、書籍についてもクリーム色の書籍用紙としておりましたが協議や委員会での意見によりフルカラーにした方が分かりやすいとのことでフルカラー刷りでマットコート紙を使用することとしました。フルカラーにすると予算的にも大きく変わってきますので承認をいただきたいと考えております。スケジュールについて、修正前は本編の上・中・下巻は令和 4 年度までに編集作業を終了し、令和 5 年度に発行するとしておりましたが、3 巻同時に編集と発行作業を進めることは事務局等の負担が大きいのではないかとということで修正を行い、現況編、現代編は 1 年前倒しで作業を進めるということにしております。修正前は令和 5 年度まで印刷製本を終わらせるという意味で「発行」としておりましたが、修正後につきましては、実際に「販売」を行うのは、令和 5 年度までに製本を終わらせて令和 6 年度から販売又は配布を行います。「発行」と「配布・販売」の意味が混乱しますが大まかな作業自体は上巻以外は変わりありません。なお、基本方針についての修正は教育委員会に全て諮ることが本来であります。今後、軽微な変更等につきましては報告事項として報告させていただきたいと考えております。説明は以上です。

教育長 説明の整理すると実際の基本方針の内容に関わる部分と今後、軽微なものについては議案審議を省略し、報告ということで代えさせていただきたいという取扱いに関することの 2 つであります。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員       用紙を単色からカラーに変えるということで元々の部分に写真がたくさんあるということですか。

社教課長       写真や表について、カラーの方が分りやすく利用しやすいため変更しました。

平井委員       カラーに変更すると感覚的に費用負担がかなり増えると思うがどのくらい費用が増えるのですか。

社教課長       具体的な金額の試算はできていませんが紙の変更とインク代で負担が増えますので、費用の試算ができましたら報告させていただきます。

平井委員       費用の試算に絡むが、一体いくらで販売するのだろうかということが気になります。

教育長           単純に紙の違いによる単価の差は分かりませんか。

社教課長       確認を行います但し利用しやすい価格にしたいと思います。

平井委員       提案を行うときは費用負担の話を先にするべきだと思います。

社教課長       金額について確認します。

教育長           確認する間に佐伯市中学生短期留学支援事業「台湾短期留学」についての報告を行ってください。

学教課長       ＝学校教育課担当よりスライドを使い報告を行う＝

社教課長       先ほどの費用の件ですが、フルカラーにした場合は1.5倍になります。

教育長           その他ご意見、ご質問はありませんか。

岩佐委員       前倒しで行う上巻の現況と現代は中巻と下巻の内容が分からないと作成できないと思うのですが作成は可能ですか。

社教課長       現況と現代は現在の経済状況等になり、市の職員で作成を行います。

教育長           その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

### 議案第 36 号 佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱について

教育長 議案第 36 号佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教課長 佐伯市大入島開発総合センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、佐伯市大入島開発総合センター条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。委員の任期は 2 年で現委員の任期は 10 月 31 日までとなっており、新たに 2 年間、別紙の者に委員をお願いしたいと考えております。新任は市の職員（観光課長）のみで残りの方は再任となっております。佐伯市大入島開発総合センターにつきましては、条例第 1 条の設置で、佐伯市大入島地区の産業の振興及び住民福祉の増進を図り、併せて社会教育の推進に資するため、開発総合センターを設置するとなっております。センターは宿泊施設の機能があり、名称はマリンハウス海夏人館（あまなつかん）で、位置は大入島地区公民館と併設しております。運営委員会につきましては、センターの管理、運営等に関する基本的事項を審議するために設置しており、諮問機関と考えております。マリンハウス海夏人館につきましては、昨年度の宿泊者数が 1,194 人となっており、家族や釣り客が多いです。開発総合センターにつきましては、観光や地域振興の面から違う活用ができると考えておりますので、今後の在り方については教育委員会の中で検討していく施設の 1 つと考えております。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありますか。

岩佐委員 宿泊施設が社会教育施設となるのですか。

社教課長 公民館に付属している特殊な施設であり、管理も含めて地元指定管理をお願いしております。地域振興や観光面での活用を考えると今のままの社会教育施設の位置づけでよいのか検討していかなければなりません。

岩佐委員 そのような話を運営委員会で議論できるということですか。

社教課長 どのような在り方がよいかの諮問はできると思いますが市全体としての施設の見直しの考え方もありますし、色々な方面から検討を進めていきたいです。

教育部長 合併前に設置した農林水産関係の施設で合併後に社会教育課が所管している施設があります。それは体育館があるので社会体育の活動ができるという理由で所管

しています。合併後にどこが所管するかの部分で線引きがうまくできていないまま施設を受け入れているケースがありますので今後、見直しが必要と考えております。

体保課長 建物の中に公民館も兼ねています。

教育部長 公民館として建設したわけではありません。

体保課長 旧公民館があります。

社教課長 旧公民館の老朽化で平成元年に建設について検討した際に複合的な施設となっております。

社教課長 どこからどこまでが公民館かという境が難しい状況です。

岩佐委員 別々の建物を建設するよりは効率的ですよね。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

#### 報告事項等

- (1) 佐伯市中学生短期留学支援事業「台湾短期留学」について
- (2) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第10回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時30分

この会議の議決を明確にするため、議事録署名委員及び議事録調整者は署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録調整者 \_\_\_\_\_